

審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第 1 9 条第 4 項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第 1 7 条第 8 項、同第 1 9 条第 4 項 (運搬証明書の再交付の申請)、 火薬類の運搬に関する内閣府令第 5 条 (運搬証明書の再交付の申請)、同第 8 条 (運 搬の届出等の経由)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 日
申 請 先 : 出発地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110)
備 考 :